よくあるご質問について

Q マイナンバーカードを失くしたり盗まれたりしたら、マイナンバーを付番した口座情報が悪用されないか心配だわ。

＼ 大丈夫! ／

マイナンバーカードに、口座情報が登録されることはありません。
もしカードの紛失・盗難にあった場合でも、本人以外は利用できないし、24時間365日、マイナンバー総合フリーダイヤル（音声ガイダンスの2番を選択）でカードの一時利用停止を受け付けているよ。

となりを見てね! ▶

Q 自分が持っている複数の金融機関の口座について、一度にマイナンバーを付番できるようになるということだけれど、住所の更新が出来ていないとどうなるの?

金融機関に届け出している住所等の更新が出来ていないと、本人の口座だと認識されずに、マイナンバーの付番が出来ないよ。
住所等の更新は実施してから、本制度の申出をしてね。

Q マイナンバーを届け出ると国に資産を知られてしまうの?

マイナンバーの届出をきっかけに、金融機関が国に預貯金残高などをお知らせすることはないから安心してね。
従来より、国が預貯金者の口座情報を確認できるのは、法令に基づき、必要な社会保障の資力調査や税務調査などを行う場合に限られているよ。

口座管理法でできること

一度に複数の金融機関へマイナンバーを届け出ることや、相続時又は災害時に口座情報を確認できるようになります。

1. 本人同意を前提とし、金融機関及びマイナポータルから、一度に複数の預貯金口座への付番ができます。
2. 預貯金口座にマイナンバーを付番した後は、相続時又は災害時に、預貯金口座の所在を特定し、その預貯金口座に関する情報の提供を受けることができます。

※付番の申出を行ってから付番の結果通知が来るまでに一定の期間を要する場合があります。

付番を行うことによるメリットについて

相続時又は災害時の手続が楽になります
（詳細は、ウラ面をご覧ください）。

本件についてのお問合せ

マイナンバー総合フリーダイヤル　マ イ ナ ン バ ー
0120-95-0178

受付時間　平日　9:30～20:00
土日祝　9:30～17:30（年末年始を除く）

一部のIP電話等で上記ダイヤルに繋がらない場合

マイナンバーカード等　**050-3818-1250**
その他のお問合せ　**050-3816-9405**

英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語等対応のフリーダイヤル
This telephone number is toll-free corresponding to English, Chinese, Korean, Spanish, Portuguese, etc.

マイナンバー制度について　**0120-0178-26**
Inquiries about the Social Security and Tax Number System.

マイナンバーカード等　**0120-0178-27**
Inquiries about Individual Number Card, etc.

令和7年3月改訂

こうざかんりほうせいど

口座管理法制度

って知っていますか?

相続時や災害時の手続が楽になる

令和7年4月1日開始

金融機関とマイナポータルから申出できるようになります!

どう利用するの?

メリットって?

マイナンバーPRキャラクター
マイナちゃん

デジタル庁

令和7年4月1日開始

口座管理法により実現が可能なこと（メリット）

口座管理法制度により、一度に複数の金融機関にマイナンバーを届け出できるようになります。この届出を「付番の申出」と言います。預貯金口座にマイナンバーを付番した後は、相続時又は災害時に、預貯金口座の所在を特定し、その預貯金口座に関する情報の提供を受けることができます。

	対象者	課題	口座管理法制度のメリット（課題解決）	
付番の申出	預貯金口座を複数の金融機関にて開設している方	複数の金融機関に対して、申出をしなければならない	申請書 → 一度に複数の金融機関に対して、申出可能になる	預貯金者：申出の手間等を削減できる
相続時口座照会	ご自身の相続に備えたい方（被相続人）	相続人は被相続人の口座情報が分からない	マイナンバー 123456789012 ／ 被相続人の口座情報 → 相続人が被相続人の口座情報を把握可能になる	相続人：相続財産調査のための手間等を削減できる／口座の把握漏れを減らし、より確実な資産相続ができる
災害時口座照会	取引金融機関の支店がない地域に避難した方や災害で通帳・キャッシュカードを紛失した方等（被災者）	通帳・キャッシュカードが手元に無い／避難先でご自身の口座情報が分からない	マイナンバー 123456789012 ／ 特定の口座情報 → マイナンバーカードがあれば、避難先の金融機関にて口座情報を確認可能に	被災者：災害時に自身の口座を特定することで、現金確保に向けた準備ができる

令和7年4月1日開始

「付番の申出」方法

金融機関とマイナポータルから申出できるようになります!

「付番の申出」では、口座をお持ちの複数の金融機関に対して一度に申出をすることができます。その際は右記イメージのとおり、受付金融機関やマイナポータルから預金保険機構を経由し、口座をお持ちの金融機関に必要な情報の連携を行います。

他金融機関の口座を含めて付番の申出をする流れ

マイナンバーカード
申出に当たっては本人確認資料として をご用意ください！

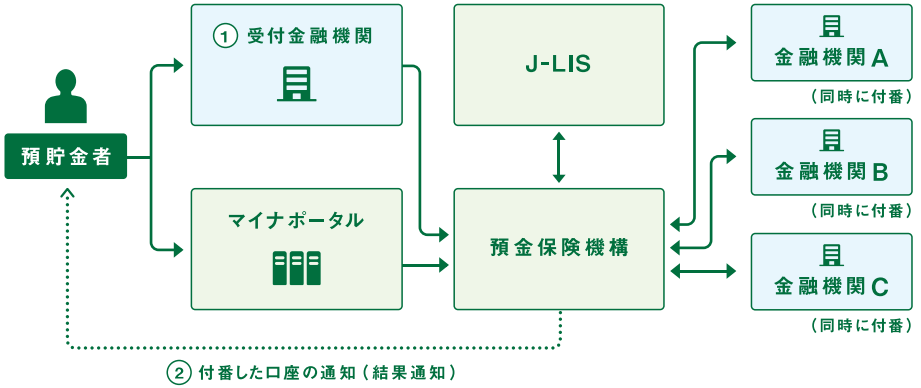

① 口座をお持ちである金融機関のうちの、任意の1つの金融機関　② マイナポータルからの申出の場合は、マイナポータルから結果通知を実施

預金保険機構とは?

預金者の保護を目的として設立された認可法人です。口座管理法制度では、マイナンバーが正しいかの確認、情報の連携及び付番結果の通知等を行います。

地方公共団体情報システム機構（J-LIS）とは?

住民基本台帳ネットワークシステムの運営等をしている法人です。口座管理法制度では、預金保険機構への必要な情報の提供を行います。